

(仮称)益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

本事業は、島根県益田市において出力で最大 54,000kW、基数にして最大 13 基程度の風力発電設備の導入を目指すものである。

今回、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づき送付のあった環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対して、環境の保全の見地からの意見を以下のとおり述べる。

なお、本事業に対して、益田市長からは、事業実施にあたって地域住民に対し情報を提供したうえで、合意が得られることが極めて重要であり、地域住民等との連携を深め、その際聴取した意見や要望に対しては誠実な対応を行うことを求める旨の意見が提出されている。また、浜田市長からも調査・予測等を継続することや地域住民等に対して、積極的な情報提供や合意形成に努めていくとともに、運転開始後も引き続き対話を重ね、住民不安の払拭に努めることを求める旨の意見が提出されている。

1 総括的事項

- (1) 事業の実施にあたっては、適切な環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減することとし、代償措置を前提とすることがないようにすること。

また、環境への影響を回避又は十分な軽減ができない場合には、対象事業実施区域の変更を行うなど当該計画の見直しを行うこと。

- (2) 本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、これまでに水質が最も良好な河川に何度も選定されたことのある一級河川高津川の支流匹見川の源流部であり、周辺の河川では簡易水道、農業用水等の利水やアユ漁などの内水面漁業が行われている。また、特別天然記念物のオオサンショウウオや絶滅危惧種であるクマタカが生息・繁殖するなど、自然環境上重要な地域等が存在しており、事業の実施による重大な環境影響が生じるおそれがある。

加えて、対象事業実施区域の広範囲が森林法に基づく保安林となっており、事業の実施により、流域に降った雨水を蓄え、ゆっくりと川へ流すことにより、洪水や濁水を防ぎ、水を浄化する機能である水源涵養機能や土砂流出防備機能等の低下が生じるおそれもある。

このため、風力発電設備の配置並びに搬入路の線形等を見直し、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに、発生残土は保安林外で適切に処理するなど、事業実施区域及びその周辺への影響が最小限となるよう計画を見直すこと。

(3) 事業計画を変更した際は再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

また、環境影響評価書（以下「評価書」という。）には、事業計画の検討経過及びそれに応じた環境影響評価の内容を詳細に記載すること。

(4) 対象事業実施区域の周辺には既設の風力発電設備が 29 基稼働しており、現在、環境影響評価の手続きが行われている風力発電設備も最大で 29 基ある。

これらの風力発電設備に関する最新の情報ならびに先行事例の情報を海外も含めて収集し、得られた知見を活用して、本事業との累積的な環境影響について適切な評価を行い、その内容を評価書に記載すること。

(5) 広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、準備書等の環境影響評価図書を、法に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能にするなど、積極的な情報提供に努めること。

(6) 本事業の実施にあたっては、地域住民等の懸念事項を十分に把握した上で積極的な情報提供を行い、事業による環境、健康及び生活への影響について丁寧かつ十分な説明に努めるなど、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

工事関係車両の走行や建設機械の稼働により発生する窒素酸化物や粉塵等は、環境基準値等を超えないよう適切な施工管理を行うこと。

(2) 騒音及び低周波音

工事関係車両の走行や建設機械の稼働による騒音、振動並びに風力発電機の稼働による騒音、低周波音の影響について、最新の科学的知見及び同型機・同規模の先行事例の知見をもとに、住民への健康被害が生じないよう適切な対策を講ずること。

また、本事業の工事及び供用により地域住民等の生活環境への影響が判明した場合には速やかに原因を究明し、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 水環境

- ア 河川等への濁水到達の予測式が当該計画地に適用可能かどうか降水量、地質、地形（傾斜含む）等の点から検討を行うこと。その予測式が適用できない場合は、再度予測・評価を行い、その結果に基づき環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載すること。
- イ 沈砂池に滞留した土砂が下流へ影響を及ぼさないよう、浚渫等の管理計画を検討し、評価書に記載すること。
- ウ 地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう準備書に記載した環境保全措置を確実に実施すること。

(4) 地形及び地質

- ア 対象事業実施区域の周辺は脆弱な地質が予想される地域であることから、風力発電設備の設置にあたっては軟弱地盤を避け、土地の改変を最小限に抑えること。
また、近年増加している集中豪雨の傾向も踏まえ、事業実施による土地の改変が地すべり等周辺の土砂災害を誘発することがないように、必要な対策と土砂災害が生じた場合の対応について予め検討し、評価書に記載すること。
- イ 対象事業実施区域は自然由来の重金属類等（ヒ素等）が比較的検出されやすい土壌が分布する地域となっていることから、工事に伴い発生する土砂等に起因する影響が生じないように考慮すること。
また、重金属類等（ヒ素等）が検出された場合の対応について予め検討し、評価書に記載すること。

(5) 動物

- ア 対象事業実施区域及びその周辺には、一級河川高津川水系匹見川、生山川、赤谷川や二級河川の周布川及び三隅川などが分布し、特別天然記念物オオサンショウウオや絶滅危惧種であるゴギを始め、多種の希少な水生生物等が生息・生育している。また、これらの河川には第五種共同漁業権が設定されており、アユ等の水産上重要な種も生息・生育している。
このため、事業の実施にあたっては濁水をこれらの水系へ流入させないように、また、水産資源等に悪影響を及ぼさないよう、適切な対策を講じること。
- イ 河川では上流の改変の影響が下流に出る場合があることから、アユが遡上してくる下流域においてもアユの餌となる河床の付着藻類など、餌資源となる動植物についても調査の上、影響予測を行うこと。また、事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類の渡りの経路になっていることに加え、クマタカの営巣等も確認されており、風力発電設備への衝突や繁殖の阻害などの重大な影響が懸念される。

これらの影響を回避又は十分な低減ができるよう、工事時期及び工事内容について専門家等の助言を踏まえて再検討を行うこと。

エ 既設及び現在、環境影響評価手続き中の風力発電設備も含めた累積的影響について、施設稼働後の鳥類の営巣状況及び飛行高度別の回避飛行ルート的事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。また、事後調査において重大な影響が認められる場合は、専門家等の助言を踏まえ、効果的な環境保全措置を適切に実施すること。

オ 対象事業実施区域及びその周辺では、天然記念物のヤマネのほか、ツキノワグマ等の生息が確認されており、事業実施に伴う尾根部の改変による生息環境への影響が懸念されることから、事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。

(6) 植物

ア 対象事業実施区域に存在するブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹林は、多様な種を維持する生態系の形成において重要な役割を果たしている。

本事業の実施に伴う機材搬入路及びアクセス道路の設置などにより広範囲の森林伐採が想定されるため、伐採面積を最小限とし、環境への影響について可能な限り低減すること。

イ 対象事業実施区域には島根県において絶滅危惧Ⅰ類に分類されているバイケイソウが確認されている。バイケイソウは地表が適度に湿った環境で生息するため、濁水に配慮する一方で、乾燥化が起きないように適切な対策を講ずること。また、事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。

ウ 工事の施工に際し、改変箇所に重要な種を確認した場合は、環境影響の回避又は低減を前提として検討し、やむを得ず代償措置を行う場合は、専門家等の助言を踏まえた移植等の措置や定着状況の確認等の事後調査を実施すること。また、事後調査において重大な影響が認められた場合は、環境保全措置を適切に実施すること。

(7) 生態系

ア 尾根改変による長期的な影響として、土壌流出や土地の乾燥化が危惧されるため、そこに生息する動植物及び生態系に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。

イ 工事の実施及び施設稼働に伴う騒音、振動及び低周波音の影響によってクマ、シカ、サル及びイノシシ等の生息域が変化し、里地・里山への獣害が増す可能性がある。このため、これらの種に対する影響について予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

また、事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。

ウ 伐採跡地の緑化を行う場合は、周辺の生態系に影響を与えないよう在来種を採用すること。

(8) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

主要な眺望点に関する調査地点として 16 地点が選定されているが、対象事業実施区域の周辺には美濃地屋敷など、ほかにも主要な眺望点の対象とすべき地点があるため、調査地点を再検討の上、再度予測・評価を行うこと。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が多く存在しており、眺望景観等への影響が懸念される。このため、準備書で述べられている環境保全措置を確実に実施し、環境への負荷を最大限に回避・低減するとともに、景観法第 2 条の基本理念にのっとり、良好な景観の形成に努めること。

(9) 廃棄物等

本事業の実施に伴って発生する廃棄物を可能な限り抑制し、発生した廃棄物については準備書に記載した計画に従い、再利用に努めること。

また、廃棄物の保管場所及び残土の仮置場について、降雨等により濁水が流出しないよう適切に管理すること。